

大洲市農業委員会定例総会議事録

①	日	時	令和3年8月5日（木） 午前10時00分～午前11時00分				
②	会	場	大洲市役所 2階大ホール				
③	出席委員						
1	池田幸二	2	吉岡きみ子	3	長岡誠一	4	藤田秀美
5	西岡輝治	6	台越正洋	7	菊池啓二	8	森岡芳文
9	菊地正夫	10	幸野登吉	11	上田健二	12	川本由紀美
13	矢野正祥	14		15	大野定徳	16	形山康浩
17	高岡利典	18	山中千鶴	19	池田雄一	20	森永茂史
21	橋本英司	22	都築孝壽	23	武内誠	24	池浦萬里子
25	津田勇	26	田中賢寿	27	永沼寛	28	日野修次
29	大本昭裕	30	武知由美子	31	上満啓司	32	中本祐市
33	坂幹幸	34	久保壽男	35	堀内保宏	36	往見康範
37	菊地久美子	38	有友章治	39	請田竹男		
④	欠席委員	14	山首憲市				
⑤	遅刻委員						
⑥	事務局	久保事務局長		冨永次長		都築専門員（農政）	
		菊地係長（農地）		菊地主査（農政）			
⑦	農林水産課	菊池課長		竹田課長補佐		大田主事	
⑧	会議の内容	議案第55号	農地法第3条の規定による許可申請について				
		議案第56号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について				
		議案第57号	農地法第4条の規定による許可の取消について				
		議案第58号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について				
		議案第59号	農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告について				
		議案第60号	農地転用事業計画変更申請について				
		議案第61号	非農地証明について				
		議案第62号	農業振興地域整備計画の変更について				
		議案第63号	農用地利用集積計画の決定について				

事務局（局長）

只今から、令和3年第8回大洲市農業委員会定例総会を開会いたします。開会に当たり、幸野会長にご挨拶をお願いいたします。

会 長

（会長挨拶）

事務局（局長）

ありがとうございました。それでは、議案審議に移ります。会議規則第3条により、幸野会長に議長をお願いいたします。

議 長（会長）

それでは、本日の会議を開きます。

出席委員は、農業委員19名中18名、農地利用最適化推進委員20名中20名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告いたします。

本日は、14番 山首憲市委員より欠席の報告を受けております。

本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりであります。

まず、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員に、38番 有友章治委員と39番 請田竹男委員を指名いたします。

次に、日程第2 書記の指名を行います。

本日の会議の書記に、事務局の菊地主査を指名いたします。

それでは、日程第3 議案審議に入ります。

まず、議案第55号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（専門員兼係長）

議案第55号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明します。それでは、議案書1ページをご覧ください。

1番、大洲の土地、畑1筆・343㎡は売買による所有権の移転になります。所有権移転後も現状を引き継ぎ、野菜などを栽培する予定です。農業は、譲受人夫婦が年間を通して従事します。

2番、3番、4番は譲渡人が同一の関連案件です。

2番、菅田町菅田外の土地、田1筆・925㎡、畑2筆・53㎡、樹園地1筆・492㎡は贈与による所有権移転です。所有権移転後も引き続き、水稻、野菜等の栽培を行います。

3番、北只の土地、田1筆・798㎡及び4番、同じく北只の土地、田1筆・763㎡は売買による所有権の移転です。所有権移転後は現況を引き継ぎつつ、野菜等の栽培を計画しています。

いずれも農業は、譲受人及び祖父が年間を通して従事します。

5番、長浜町出海の土地、畑1筆・253㎡。売買による所有権の移転です。所有権移転後も引き続き、野菜の栽培を行う予定です。

農業は、譲受人本人が年間を通して従事します。

6番、肱川町大谷の土地、畑1筆・57㎡。売買による所有権の移転です。所有権移転後は引き続き、野菜を栽培する予定です。

農業は、譲受人本人が年間を通して従事します。

以上、6件のご審議をよろしくお願ひします。

議 長（会長）

只今、事務局より説明がありました。まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

1番

それでは1番案件のご説明をいたします。議案説明資料2ページも参

考にしてください。

1番案件は、前回の定例総会において「空き家に付属する農地」として、指定追加された農地1筆になります。

申請地は、大洲市役所から南西に約450mにある空き家バンクに登録された物件、それに隣接する畑1筆になります。今後は家庭菜園等に利用する予定になっています。

その他、申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はないことから、特に問題はないものと思われ
ます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長(会長)

2番。

9番

2番案件から4番案件までは関連案件ですので、3件併せてご説明いたします。議案説明資料3ページから5ページまでをご覧ください。

2番案件の菅田町菅田及び菅田町大竹の農地は、祖父から孫への贈与。3番、4番案件の北只の農地については、売買による所有権移転になります。

譲受人は現在今治市に住んでいますが、数年後に祖父が経営している会社を引き継ぐ予定であり、今のうちから自分で農業経営も開始していきたいとの意向で申請に至っています。

農業は、休日中心になりますが、大洲市在住の母の自宅から申請地である農地で作業を行い、その他の日については祖父が管理をしていくとのことです。譲り受ける農地は一部が遊休化していますが、祖父が建設業を経営しているため、少しずつ整備を行っていき、果樹や野菜を栽培していくとのことです。

調査結果につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はありません。

以上、ご審議をよろしく願いいたします。

議長(会長)

5番。

27番

5番案件について、ご説明いたします。議案説明資料6ページをご覧ください。

申請地は、出海公民館の南西約200mにある畑・1筆になります。譲渡人が県外在住であり、農地等の管理もできないため、売買にて所有権移転を行うものです。

譲受人は、当地区内において、家族で大規模に農業経営を行っており、所有権移転後の管理に問題はないものと考えます。

調査結果につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はありません。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長(会長)

6番。

34番

6番案件について、ご説明いたします。議案説明資料7ページをご覧ください。

ください。

申請地は、大谷自治センターの西約200mにある譲受人の自宅に隣接する畑1筆になります。

譲受人の自宅と集会所に挟まれている小さな農地であることから、無償で譲りたいとの申し出があったことから贈与による所有権の移転となっています。

譲受人は、大谷地区内において酪農を営んでおり、農業経営についても特に問題ありません。

調査結果につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はありません。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長(会長)

地元の委員さんから報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

(質疑なし)

議長(会長)

特に質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可することに、ご異議ありませんか。

委員

(異議なし)

議長(会長)

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第56号『農地法第4条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局(農地係長)

失礼いたします。

議案第56号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。議案書2ページ並びに別紙議案説明資料の8ページから14ページまでを併せてご覧ください。

1番、阿蔵の土地1筆です。申請人が住宅新築と進入路を計画するにあたり必要な敷地を確保するため、申請地を宅地及び道路用地として利用するものであります。

申請地は、10ページの地番地目図に示した赤線の部分で、大洲市内中心部から西北西に約2.1kmのところを位置し、付近には公共施設等がなく、一定規模以上の農地の集団性がない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。

なお、申請地の一部では、昭和40年頃に里道の拡幅と平成30年2月に農業用倉庫を新築した際に進入路を工事するなど、既に利用をされていることから、このことについては申請人より始末書を提出いただいております。県に違反転用事案報告書を提出する予定であります。

一般基準の各審査項目につきましては、別紙議案説明資料の8ページをご確認ください。

2番、肱川町名荷谷の土地1筆です。申請人は高齢で農作業が困難になり、後継者も市外に住んでおり農業に従事出来ないため、植林をして管理するものであります。

本案件につきましては、本年2月の第2回定例総会で農用地区域の除

外についてご審議いただきました案件であり、農振法11条公告がなされています。

申請地は、14ページの地番地目図に示した赤線の部分で、大洲市内中心部から東南東に約13.1kmのところを位置し、付近には公共施設等がなく、一定規模以上の農地の集団性がない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。

一般基準の各審査項目につきましては、別紙議案説明資料12ページをご確認ください。

以上2件です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

1番

1番案件について、調査結果をご報告申し上げます。議案説明資料の8ページから11ページまでをお開きください。

まず、立地基準である第2号の「代替性要件」につきましては、議案説明資料記載のとおり問題ないと考えます。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」につきましては、先ほど事務局から説明がありましたように、既に進入路等で利用をされており、この件につきましては、違反転用の状況にあることから、本人も始末書を提出し、大変反省をされています。

第4号の「周辺農地等への影響」につきましては、申請地周辺は、市道や自己所有地となっており、今後においても現状と変更がないことから問題はないと考えます。

よって、本件は、農地法第4条第2項の各号には該当しないため、許可相当して追認許可はやむを得ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

2番。

33番

2番案件について、調査結果をご報告申し上げます。議案説明資料の12ページから14ページまでをご覧ください。

本件は、本年2月に開催されました第2回定例総会の「議案第11号 農業振興地域整備計画の変更」におきまして、農地転用を前提とした農用地区域の除外を審議した案件となっております。

調査結果は、第2回定例総会でご説明いたしましたとおり、立地基準、一般基準において、どちらもその時の状況と変わっておりませんので、調査報告書記載のとおり問題ないものと思われま。

また、周辺農地等への影響につきましては、申請地に隣接する農地がありますが、所有者からの同意も得ているなど、各項目につきましても適当と思われることから、特に問題ないものと考えます。

よって、本件は、農地法第4条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

- 議長（会長） 特に質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することに、ご異議ありませんか。
- 委員 （異議なし）
- 議長（会長） ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定いたしました。
次に、議案第57号『農地法第4条の規定による許可の取消について』を議題といたします。
事務局の説明を求めます。
- 事務局（農地係長） 失礼いたします。
議案第57号「農地法第4条の規定による許可の取消について」ご説明申し上げます。議案書3ページをご覧ください。
1番、肱川町宇和川の土地3筆の案件は、平成31年2月6日付けで許可されていたものです。
申立によりますと、当初は別の場所で設置していた太陽光発電施設が平成30年7月の水害で全壊し、代替施設の設置目的に当該申請地を転用申請して許可受理となっていた本案件ですが、資金計画で予定していた自然災害補償金が従前地での再建を条件とすることが判明して資金調達の受領が見込めなくなったため、施設建設を断念し許可取消しの申請をすることになったとのことでございます。
以上、1件です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
- 議長（会長） 只今、事務局から説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。
- 委員 （質疑なし）
- 議長（会長） 特にご質疑もないようですので、本案を取消し願いのとおりにやむを得ないものとして送付することに、ご異議ありませんか。
- 委員 （異議なし）
- 議長（会長） ご異議ないものと認め、本案は、願いのとおりにやむを得ないものとして送付することに決定いたしました。
次に、議案第58号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。
事務局の説明を求めます。
- 事務局（次長） 失礼いたします。
議案第58号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。議案書4ページ並びに別紙議案説明資料15ページから18ページまでを併せてご覧ください。
1番、新谷町の土地286㎡の案件は、借受人は現在は集合住宅に居住しているが、配偶者の親の介護をするため、親の居宅の隣接地に自己住宅を建築するために、申請地を借り受けようとするものです。
農地区分は、大洲市中心部から北東に約6.1kmのところ的位置し、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近づくなく、生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。

したがいまして、立地基準の代替性と一般基準についてご審議をお願いいたします。

なお、写真にありますように、申請地にカーポートが設置されており、これが違反転用であります。これについて貸渡人より始末書が提出され、本人も反省しておりますので、追認許可をお願いいたします。

以上1件でございます。ご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

19番

それでは、1番案件の調査結果をご報告いたします。議案説明資料の15ページから18ページまでを参考にしてください。

申請地は、16ページの位置図のとおり、新谷小学校から北へ約60mに位置する農地になります。

まず、立地基準については報告書記載のとおりであり、特に問題ないものと思われま。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第借入金にて着工したいとのことであり、転用は確実なものと言えます。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、17ページの地番地目図のとおり、申請地の隣接に農地がありますが、隣接農地所有者の同意を得ているとのことであり、特に問題ないものと思われま。

よって本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、また、カーポート設置の違反転用に関しましては、貸渡人より始末書が提出され、本人も反省しているようですので、追認許可はやむを得ないものと考えま。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することに、ご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定いたしました。

次に、議案第59号『農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告について』を議題といたします。

事務局の説明を求めま。

事務局（専門員兼係長）

議案第59号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人について」をご説明しま。

当議案では、前年度の事業状況報告がありました有限会社〇〇〇〇について、農地所有適格法人の要件具備に関するご審議をお願いするものです。

まず、要件の適否を判断する上で、確認が必要となる事項を前のスラ

イドに表示していますので、参考にしてください。

1番、有限会社〇〇〇〇は、主におどろの栽培を行っています。

①の「法人組織」は特例有限会社、②につきまして、生産する農畜産物及びその関連する事業等の全部が農業による売上でありますので、問題ありません。③の「構成員・議決権の資格」は3名であります。④の「経営責任者の要件」は執行役員3人中2人が農業常時従事者であり、かつ年間60日以上農作業に従事しております。

以上のとおり、報告書を確認しましたところ、議案説明資料に記載のとおり、農地所有適格法人の要件を備えているものと思われま

ご審議をお願いします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、何か、ご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、報告書の内容については承認することに、ご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、報告書については承認することに決定いたしました。

次に、議案第60号『農地転用事業計画変更申請について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（次長）

失礼いたします。

議案第60号「農地転用事業計画変更申請について」ご説明申し上げます。議案書6ページ並びに別紙議案説明資料19ページから28ページまでを併せてご覧ください。

1番、平野町野田の土地、2筆合計729㎡の案件は、平成23年1月11日付けで転用許可となっている案件です。事業規模拡大のため、施設を拡張しようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から、南西に約5.0kmのところ

に位置し、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近づく

こと、生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断して

おります。したがって、立地基準の代替性と一般基準についてご審議をお願いいたします。

2番、多田の土地、3筆合計6,039㎡の案件は、その内の1筆（地目が雑種地）が、平成27年4月27日付けで転用許可となっている案件です。

事業規模拡大のため、施設の拡張及び木材チッププラントを建築するために、申請地を取得しようとするものです。

ここで、訂正がございます。議案説明資料の24ページ、立地基準の第2号の判断理由の欄に、申請地は、「市道に隣接」と記載して

おりますが、正しくは「県道に隣接」ですので、訂正をお願いします。

では、説明を続けます。農地区分は、大洲市中心部から、北北東に約4.6kmのところ

しております。

したがって、立地基準の代替性と一般基準についてご審議をお願いいたします。

なお、本件につきましては、転用面積が3,000㎡を超えるため、今月27日開催予定の常設審議委員会においてご審議いただく予定です。

以上、2件でございます。ご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

8番

それでは、1番案件の調査結果をご報告いたします。議案説明資料の19ページから23ページまでを参考にしてください。

申請地は20ページの位置図のとおり、平野公民館から南南西へ約2.7kmに位置する農地になります。本件は事務局報告のとおり、平成23年1月に転用許可されている案件です。

変更内容は、事業規模拡大のため、施設を拡張するために、土地利用計画の変更をしようとするものです。

立地基準、一般基準につきましては、議案説明資料に記載のとおり、特に問題はないものと思われま。

よって本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、計画変更はやむを得ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

2番。

21番

それでは、2番案件の調査結果をご報告いたします。議案説明資料の24ページから28ページまでを参考にしてください。

申請地は25ページの位置図のとおり、三善公民館から南へ約800mに位置する農地になります。

本件は事務局報告のとおり、平成27年4月に転用許可されている案件です。

変更内容は、事業規模拡大のため、施設の拡張及び木材チッププラントを建築するために申請地を取得し、土地利用計画の変更をしようとするものです。

まず、立地基準については報告書記載のとおりであり、特に問題ないものと思われま。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、計画変更承認があり次第、自己資金にて着工したいとのことであり、転用は確実なものと言えます。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、26ページの地番地目図のとおり、申請地の隣接に農地がありますが、隣接農地所有者の同意を得ているとのことであり、特に問題ないものと思われま。

よって本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、計画変更はやむを得ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員	(質疑なし)
議長 (会長)	特に、ご質疑もないようですので、本案を申請のとおり変更承認相当として送付することに、ご異議ありませんか。
委員	(異議なし)
議長 (会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり変更承認相当として送付することに決定いたしました。 次に、議案第61号『非農地証明について』を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
事務局 (次長)	失礼いたします。 議案第61号「非農地証明について」ご説明申し上げます。議案書7ページ並びに別紙議案説明資料29ページから32ページまでを併せてご覧ください。 1番、平野町野田の土地、4筆合計1,653㎡の案件は、転用(植林に限る:20年以上経過)し、復旧が著しく困難ということで、申請があったものでございます。 申出によりますと、申請地に40年ほど前に杉を植林し、そのまま放置していたため、現在は、農地への復旧が著しく困難な状態になったとのことでございます。 以上、1件でございます。ご審議のほど、お願いいたします。
議長 (会長)	只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。
8番	それでは、1番案件の調査結果をご報告いたします。 議案説明資料の29ページから32ページまでを、参考にしてください。申請地は30ページの位置図のとおり、平野公民館から南西へ約2.8km以内2箇所に位置する農地になります。 申請によりますと、申請地に40年程前に杉を植林し、そのまま放置していたため、農地への復旧は著しく困難とのことでした。 申請者の申立て、現地調査による樹木の生育状況などから、少なくとも20年以上経過しているものと推察することができ、農地への復旧には開墾と同程度の労力が必要であると考えられることから、復旧は著しく困難と思われまます。 よって本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長 (会長)	地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。
委員	(質疑なし)
議長 (会長)	特にご質疑もないようですので、この証明願の土地については、非農地と判断し、証明書を交付することにご異議ありませんか。
委員	(異議なし)

議 長 (会長)

ご異議ないものと認め、この証明願いの土地については、非農地と判断し、証明書を交付することに決定いたしました。

次に、議案第62号『農業振興地域整備計画の変更について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 (農地係長)

失礼いたします。議案第62号「農業振興地域整備計画の変更について」をご説明いたします。

議案書8ページ並びに別紙議案説明資料の33ページから42ページまでを併せてご覧ください。

今回は、農用地区域からの除外2件で、いずれも第5条案件となりますが、私の方から説明いたします。

1番、豊茂の土地、1筆233㎡の案件は、申請人は現在両親と同居しているが、将来の結婚などを見据えると手狭であるため、隣接する申請地への自己住宅を計画するため、除外の申出があったもので、申出地は、周辺の農地への影響はないものと考えられることから、除外の計画変更をしようとするものでございます。

除外後の農地区分は、付近には公共施設等もなく、また、一定規模以上の農地の集団性がない生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。

2番、肱川町大谷の土地、1筆806㎡の内499㎡の案件は、申請人は現在借家住まいをしているが、子供の成長に伴い手狭となり、また、両親の農業手伝いや将来の介護等を考慮して、申請地へ新たに自己住宅を建築するため除外の申出があったもので、申出地は、他の農地への影響は少ないものと考えられることから、除外の計画変更をしようとするものでございます。

除外後の農地区分は、付近には公共施設等もなく、また、一定規模以上の農地の集団性がない生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。

以上、2件・2筆732㎡となっております。ご審議のほど、お願いいたします。

議 長 (会長)

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

29番

1番案件について、調査結果をご報告申し上げます。議案説明資料の33ページから37ページまでをご覧ください。

申請地は、34ページの位置図のとおり、豊茂連絡所から北北西に約970mに位置する農地です。

まず、立地基準である第2号の「代替性要件」につきましては、報告書記載のとおりであり、問題ないものと考えます。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」につきましては、許可があり次第、金融機関からの融資にて着工したいとのことですので、問題はないものと思われま。

また、第4号の「周辺農地等への影響」につきましては、申請地の周辺には農地がありますが、隣接農地の所有者からの同意も得ておりますし、各項目につきまして適当と思われることから、問題ないと考えます。

よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しておらず、転用許可相当として、農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外につ

いてはやむを得ないものと思われま
す。
ご審議のほど、よろしくお願
いします。

議 長 (会長)

2 番。

3 4 番

2 番案件について、調査結果をご報告申し上げます。議案説明資料の 38 ページから 42 ページまでをご覧ください。

申請地は、39 ページの位置図のとおり、大谷自治センターから西に約 680 m に位置する農地です。

まず、立地基準である第 2 号の「代替性要件」につきましては、報告書記載のとおりであり、問題ないものと考えます。

次に、一般基準である第 3 号の「転用の確実性」につきましては、許可があり次第、金融機関からの融資にて着工したいとのことですので、問題はないものと思われま
す。

また、第 4 号の「周辺農地等への影響」につきましては、申請地周辺に農地はありますが、隣接農地の所有者からの同意も得ておりますし、各項目につきましても適当と思われることから、問題ないと考えま
す。

よって、本件は、農地法第 5 条第 2 項の各号には該当しておらず、転用許可相当として、農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外につ
いてはやむを得ないものと思われま
す。

ご審議のほど、よろしくお願
いします。

議 長 (会長)

地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委 員

(質疑なし)

議 長 (会長)

特にご質疑もないようですので、原案のとおり農用地区域から除外することに、ご異議ありませんか。

委 員

(異議なし)

議 長 (会長)

ご異議ないものと認め、本件は原案のとおり認めることに致します。
次に、議案第 63 号『農用地利用集積計画の決定について』を議題と
いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 (専門員兼
係長)

議案第 63 号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明します。
新規案件のみを説明させていただきます。

まず 10 ページの 5 番案件をご覧ください。

この 5 番案件から 23 ページの 30 番案件までですが、野佐来地区で実施します農地中間管理機構関連農地整備事業のため、一括して地権者から公益財団法人えひめ農林漁業振興機構が借り受けるものです。次回の定例総会で農用地利用配分計画 (案) について上程する予定になって
います。

25 ページです。35 番、野菜を栽培するため、賃借権を 5 年間設定
します。

27 ページです。39 番、野菜を栽培するため、賃借権を 5 年間設定
します。

その他の案件は再設定になりますので、ご確認をお願いします。

以上、利用権設定・件筆数、41件・163筆、利用権設定総面積、127,162.54㎡。
いずれも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと思われます。
ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特に、ご質疑もないようですので、本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり決定することにいたします。

以上で、本日の定例総会に提案しました議案の全ての審議が終了いたしましたので、議事を閉じることいたします。